

徳島県高収益作物次期作応援事業事業公募要領

1 事業の目的

加温栽培により有利販売を行っている施設栽培の果樹等は、本県を代表する高収益型の作物であるが新型コロナウイルス感染症の拡大による外食需要の減少に伴う市場価格や、販売額の低迷等の大きな打撃を受けており、今後の経営継続や産地維持が困難となる状況が懸念されています。

そこで、新型コロナウイルス感染症の収束後に向けて、生産体制の強化を図るため、次期作に前向きに取り組む産地を支援します。

2 対象事業

(1) 事業実施主体

事業の実施主体は次に掲げる者であって、受益農家が3戸以上であるものとします。

- 1 地域農業再生協議会
- 2 農業協同組合
- 3 農業者を構成員とし、事業実施及び会計手続きを適切に行いうる体制を有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体

(2) 対象品目

本事業の交付対象となる品目は、次の要件を全て満たすものとします。

- 1 令和2年4月から同年5月までの間に出荷実績がある又は廃棄により出荷できなかったものがある
- 2 令和2年4月又は同年5月の販売額若しくは売上げが前年同月比2割以上減少したもの
- 3 加温設備を備えた施設栽培により生産されたもの

上記の1、2及び3の要件を満たすものとして、加温による施設栽培のすだち、ゆずを対象品目とし、その他の施設栽培の品目は申請を計画している産地との協議により選定するものとします。ただし、その他の品目から施設栽培の花き、大葉、わさび類は除きます。

(3) 事業内容

新型コロナウイルス感染症収束後の生産販売体制の強化に向けて、地域の実情に応じて様々な課題を解決するために行う、産地が主体となる対策・計画に基づいた取組に対して支援します。

(4) 実施期間

本事業の実施期間は令和2年6月15日から令和3年3月31日までとします。

3 交付額

1 事業当たりの補助金額の上限は、次に掲げるとおりとします。

ただし、事業計画の評価又は検討の結果により、補助金額の上限及び補助額の引下げを行う場合があります。

なお、算出された補助金額に千円未満が生じた場合は、それぞれ切り捨てるものとします。

(1) 1事業当たりの補助金上限額

2の(3)の取組みを行う対象となる農業者（以下「取組実施者」という）の対象品目の令和2年度次期作の栽培面積に対して、予算の範囲内で交付するものとします。

ア 施設栽培のすだち、ゆずにあっては10アール当たり35万円

イ その他の施設栽培品目にあっては10アール当たり10万円

なお、国が助成する制度と重複する取組みは交付対象となりません。

4 応募方法

(1) 受付期間

令和2年7月31日（金）から令和2年8月31日（月）まで

(2) 提出書類

ア 申請書（様式第1号）

イ 企画提案書（様式第1号 別紙1及び別紙2）

ウ 関係書類（カタログ、見積書等）

(3) 提出先・提出方法

事業実施主体は、関係する地域の農業支援センターと協議の上、(2)に掲げる書類を**2部作成**し、関係する地域の農業支援センター所長の意見書（様式第2号）を添えて、知事に対して提出してください。

(4) 必要に応じてヒアリングや、応募書類の内容の問合せ又は追加資料の要求等を行うことがあります。

(5) (2)に掲げる書類のうちア～ウについては、徳島県高収益作物次期作応援事業実施要領（以下「実施要領」という。）に規定する所定様式を使用してください。

5 採択方法

応募のあった事業計画については、次のとおり評価を行い、予算の範囲内で採択します。

(1) 5つの評価項目の合計点に基づく総合評価により、書類審査を実施します。

(2) 審査の結果、評価点数の高い順に、予算の範囲内で採択します。

5つの評価項目

項目	内容	配点
① 事業目的の的確性	産地の特性に応じたニーズを的確に捉え、課題解決に繋がるか	各項目毎に『10点』満点で採点
② 新規性・独創性 (創意工夫)	新たな視点や、独自の発想があるか	
③ 継続性・発展性	補助期間終了後においても、継続して事業を実施できるか	
④ 事業規模の妥当性	事業計画や導入する機械・施設の規模積算が、妥当かつ適切か	
⑤ 地域への 貢献性・波及性 (地方創生の視点)	地域に対して、大きな効果や波及効果が期待できるか	

6 採択結果の通知等

採択結果は、応募のあったすべての事業実施主体に対し、令和2年9月下旬に文書により通知する予定です。

なお、承認を受けた事業計画の成果及び実施状況については、県のホームページ等で公表することがあります。

7 事業計画の承認及び補助金交付申請等に必要な手続

事業計画の承認を受けた事業実施主体は、徳島県もうかるブランド推進課関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条に規定する当該年度の補助金交付申請書を知事に提出してください。

また、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがあります。

8 留意事項

- (1) 事業実施主体が、他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、この事業の補助の対象外とします。
- (2) この事業は、計画に基づき、地域の実情に適合する事業を重点的に実施するものとします。この場合、農業者等の創意と地域の特性を十分に反映するよう配慮するものとします。
- (3) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとします。
- (4) 事業の執行に当たっては、原則として、一般競争入札若しくは3者以上の業者による指名競争入札又は見積もり合わせにより事業費を決定することとします。

(5) 次に掲げるものは、原則として補助対象としないものとします。

ア 用地の買収・賃借に要する経費及び補償費

イ 個人所有又は事業効果の少ない施設等

(6) 事業実施主体の組織運営、事業推進等の状況に鑑みて、一定期間補助金の全部又は一部を交付しないことがあります。

(7) 補助対象事業は、事業計画の規模が適切であって、事業実施主体の経営収支その他に照らし、事業計画に基づく事業の実施が確実であると見込まれること。

9 事業実施主体の責務

事業実施に当たっては、次の事項のほか、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）、交付要綱、実施要領等を遵守し、適正に事業を執行してください。

(1) 事業実施主体及び事業の受益者は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業関係の共済や保険への積極的な加入に努めること。

(2) 事業実施主体は、事業に係る経費について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了後の翌年度から5年間保管すること。

(3) 事業により取得又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。

(4) 事業実施主体は、企画提案書に定めた評価目標の最終年度の翌年度までの間、毎年度、達成状況報告書を提出すること（前倒しで目標達成した場合は除く）。

なお、評価目標の全部又は一部が目標年度に達成されなかった場合は、改善計画書を提出すること。

10 問合せ先

徳島県農林水産部もうかるブランド推進課産地強化担当

〒770-8570徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2409

ファクシミリ 088-621-2856

電子メール moukarubrandsuishinka@pref.tokushima.jp